

抗議及び妨害活動停止要求

2011年10月11日

愛媛大学

学長 柳澤 康信 殿

〒150-0046

東京都渋谷区松濤1-1-2

世界基督教統一神霊協会

会長 梶栗 玄太郎

貴大学は国立大学という国家の財政により支えられている大学でありながら、「カルト対策」の名目の下、以下の通り宗教法人世界基督教統一神霊協会（以下、当法人という）を誹謗中傷し、また、当法人信者の人権を侵害してきました。これらのことに対し強く抗議すると同時に、即刻以下のような活動をやめるよう、強く申し入れます。

1. 貴大学は、学内の学生のみならず、今年度入学未定の学生の父兄らに対しても、「カルト対策」などの名目の下、当法人を誹謗中傷する活動を以下の通り執拗に繰り返してきました。

① 平成22年12月に行われた、推薦入学者の父兄らに対する説明会の場において、貴大学は、「カルトに関する注意をする」との名目のもと、全国霊感商法対策弁護士連絡会（以下、全国弁連という）のビラを参加者に配布しました。しかしながら、全国弁連所属の弁護士らは、これまで当法人を一方当事者とする複数の民事裁判で他方当事者の代理人を務めた者達であり、現在係属中の裁判において他方当事者の代理人を務めている者達も多くいます。このような当法人と利害対立する弁護士らで構成された弁護士グループのビラを、当法人への何らの検証もなく、大学内（特に学生支援課等に）、また更にはまだ入学の決定していない学生の父兄らに対して頒布し、当法人に関連する一方的な情報を流布することは、公正中立であるべき国立大学としてはあってはならない態度であり、当法人の信教の自由に対する著しい侵害であると言えます。

なお、当該ビラに対しては、既に当法人より被害弁連に対して当該ビラの内容が全く不当であり、特にその弁護士らが当法人信者らに対する拉致監禁による強制改宗に関与してきたことを抗議する文書が送られています。

② 貴大学の学生支援課の前には「薬物危険！」「マルチ注意！」等のプリントと共に「カルトに注意」なるタイトルの全国弁連作成のビラが並べられています。しかし、その内容は主に事実を反して当法人を誹謗中傷するものです。

③ 本年4月7日、貴大学は新生に対し「学生生活オリエンテーション」を行いました。その中で、学生支援センター野本ひさ教授は「大学生としてこれから気をつけなければならないこと」として、一番に「カルト対策」を挙げ、当法人に対する誹謗中傷を行いました。

また貴大学は、「学生生活オリエンテーション」開始時に30枚程度の資料を配布しましたが、そのうちの2枚は、「カルト対策」と称して当法人を一方向的に誹謗中傷する全国弁連からの情報を内容とするものでした。

④ 貴大学は本年4月11日、新入学生全員が必ず履修すべき「新生セミナー」なる授業を設けましたが、法文学部小淵港教授は講義の中で、「統一教会側は『日本国には信教の自由がある』を掲げて抗議してくる。しかし監禁する親は命懸け。『信教の自由』のせいで、下手したら監禁罪で訴えられるのだから。そのくらい命懸け。監禁でもしないと逃げるから。結局、その子供は家に帰ったが、その後うまく社会復帰できずに困った。人生が台無しになる、人生を棒に振る」「この教会は本当の名前は『世界基督教統一神霊協会』と言ってキリスト教を名乗る、卑怯だ。…今は違うから、卑怯だ」と語りました。しかしこの発言は当法人信者を監禁して棄教を強要する反対派の活動を擁護し、監禁のような犯罪行為を援助、助長するものであって、公正中立であるべき国立大学の教授の発言としては断じて容認できません。また、監禁を手段とする棄教強要の被害者が「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」などの症状に苦しむことには触れず、あたかも当法人のせいで社会適応ができなかった、被害者の人生が台無しになったかの表現は、事実を反し著しく公正を欠いています。

2. 貴大学は、以下の事実が示す通り、当法人に反対する一部のキリスト教牧師らと連携して、これまで当法人の信者学生、あるいは当法人の友好団体であるワールド・カープ・ジャパン（W-CARP JAPAN）所属の学生らに対して、「救出」なる名目のもと行われる脱会説得活動に加担してきました。しかしながら、国立大学である貴大学が、特定の宗教団体の信者に対する脱会説得に殊更に関与することは、明らかに信教の自由に対する侵害であり、決して容認されることではありません。

① 倉敷めぐみ教会の高山政治牧師は、本年(2011年)7月6日の日本脱カル

ト協会主催講演会で「宗教者と大学の連携」とのテーマで講演し、「やはり愛媛大学では・・・トップダウン方式で」「・・・講演だけではなくて、救出をしてくれないかということで、この場合は大学が早期発見、事務方の人で名人芸のように早く、入信半年くらいの三つか四つ担当者がお話しをして、親に連絡して家に帰す。家に帰って家族が話し合いをし、牧師と会ってもいいという同意を得て私が自宅にでかけて、本人がやめるというケースが一つの救出となりました。」と講演の中で語っています。

元より、中立公正であるべき国立大学が、特定の宗教団体の牧師と結託して他の教団信者に対する棄教説得活動に加担するなどということはあってはならないことです。特に高山牧師は、「救出」なる名目のもと、当法人信者に対する拉致監禁を手段とした違法な棄教強要行為を反復継続して行ってきた牧師です。従って、上記講演の中で高山牧師が述べる事例も、当法人信者が親族等によって家の中に監禁ないし軟禁されていたことが強く推認されます。

- ② 『財界日本』2011年3月号において宗教評論家の室生忠氏は、貴大学当局と高山牧師と結託して、貴大学学生（CARP所属）に対し脱会工作を行った事実を指摘しています。高山牧師は前述の通り、当法人信者に対する拉致監禁による棄教強要を反復継続してきた牧師で上記2. ①の講演会場でもその被害者が高山牧師に抗議して、拉致監禁による強制改宗の被害・人権侵害を訴えていました。
- ③ 貴大学法文学部の吉田亮三教授は、2006年高山牧師と協力して、当法人信者であるカープOGに対する脱会説得活動に関与してきました。その際に高山牧師と結託していることをその送ってきた文書で述べています。

以上述べたように、貴大学は「カルト対策」などの名目の下、当法人を誹謗中傷する文書配布や教授による講演会等の活動を積極的に行うとともに、特定キリスト教牧師と結託し当法人信者の信教の自由を侵害する脱会説得活動に関与していることは明らかです。当法人は貴大学のこのような活動に強く抗議するとともに、当法人及び当法人信者らの信教の自由を侵害する行為を即刻やめるよう申し入れるものです。

当法人は貴大学に対し、本文書受領後、2週間以内に文書による回答を求めます。

以上